県民いきいき活動奨励賞 顕彰要綱

(趣旨)

第1条 「自立的に発展できる快適で活力ある島根」を実現するためには、県民一人ひとりが地域の様々な課題に関心を持ち、その課題解決に向け自らできることから行動することが大切となってきている。

県では、営利を目的とせず、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的として自発的に行われる活動を「県民いきいき活動」、その活動に取り組む団体を「県民いきいき活動団体」といい、活動が継続的かつ円滑に推進できる環境づくりを行っているところである。

県民いきいき活動への関心をより一層高めるとともに、県民いきいき活動団体について社会的評価を高めるため、県民いきいき活動のうち特に優れたものに対し「県民いきいき活動奨励賞」(以下、「奨励賞」という。)を授与することとし、そのために必要な事項をこの要綱で定めるものとする。

(表彰者)

第2条 表彰者は、知事とする。

(部門)

- 第3条 部門は、次の3つとする。
 - (1) NPO・ボランティア部門

ボランティア団体、市民活動団体及び NPO 法人等が行う県民いきいき活動を対象とする。(個人は対象外とする。)

(2) 企業部門

企業が地域貢献を目的として行う県民いきいき活動を対象とする。

(3) ユース部門

生徒・学生やこれに相当する年齢の青少年が構成員である団体が行う県民いきいき活動を対象とする。

(表彰の対象)

- 第4条 県内に主たる事務所を有する団体、県内に本支店または営業所等を有する企業若しくは県内に所在する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、大学、専修・各種学校の生徒・学生やこれに相当する年齢の青少年が構成員の大半である団体が、様々な分野において自主的・主体的に取り組む活動であり、次のいずれにも該当するものとする。ただし、ユース部門においては、学校の教育課程として行われる教育活動を除く。
 - (1) 地域課題に積極的に取り組むもの。
 - (2) 顕著な結果や効果が認められ、地域社会への貢献度が高いもの。
 - 2 ただし、この要綱により、既に表彰を受けている団体は対象としない。
- 3 暴力団等反社会的勢力と認められる団体は対象としない。

(受賞候補者の選考)

第5条 環境生活部において受賞候補者の事前選考を行った後、県民いきいき活動奨励賞 審査委員会において選考する。

(推薦基準)

- 第6条 次の各号に該当するものであること。
 - (1)対象活動を行った期間が、NPO・ボランティア部門及び企業部門においては概ね5年以上、ユース部門においては概ね3年以上であること。
 - (2) 対象活動が将来にわたり継続する見込みがあること。

(推薦方法)

第7条 推薦は、自薦、他薦を問わないものとする。

(表彰の方法)

- 第8条 受賞者には、賞状を授与する。
- 2 受賞者への表彰は、毎年1回行う。

(所掌)

第9条 奨励賞に関する事務は、環境生活部環境生活総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励賞の顕彰に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年12月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年12月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。